

愛知県内で施行された市民協働条例

団体名	豊明市	岡崎市	刈谷市	蒲郡市	豊田市
公布・施行	平成22年3月25日公布、 平成22年4月1日施行	平成21年3月27日公布、 平成21年7月1日施行	平成21年3月27日公布、 平成21年4月1日施行	平成20年12月16日公布、 平成21年1月1日施行	平成18年12月27日公布、 平成19年4月1日施行
名称	豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例	岡崎市市民協働推進条例	刈谷市共存・協働のまちづくり推進条例	蒲郡市協働のまちづくり条例	豊田市市民活動促進条例
前文	<p>わたしたちの住む豊明市は、大脇の梯子獅子や上高根の棒の手などをはじめとする伝統芸能や、国指定史跡桶狭間古戦場伝説地など多くの歴史と文化に恵まれたまちです。さらには、農耕社会で築かれてきた地域のあたたかい絆や、隣保班や町内会として受け継がれてきた組織的な助け合いの精神など、先代から大切に守り育まれてきた温もりと人情があふれるまちです。このような風土が、町内会加入率の高さとなってあらわれ、区や町内会などの地域組織が、豊明のまちづくりを支えてきました。さらに近年、こうした伝統的な地域活動に加えて、行政主体から市民がつくるまつりとして再出発した豊明まつりをはじめとし、防犯、福祉、環境など、さまざまな分野において、自分たちの住むまちを自分たちの手で魅力あふれるまちにしていこうという、こころざしを持った市民の取り組みが、いっそう活発になってきました。このような地域の力を活かしながら、市民が誇りの持てる活力に満ちたまちを創造し、市民一人ひとりが日常にしあわせを感じながら暮らしていくことは、わたしたちの願いです。</p> <p>桶狭間の合戦から450年の節目の年に、市民一人ひとりが主人公になってまちをつくる地域社会活動を推進し、その活動を通じて蓄積される地域の力を存分に活かした協働のまちづくりを、より一層すすめていくことをここに宣言し、この条例を制定します。</p>	<p>本市は、豊かな水と緑に囲まれた環境の中、城下町、宿場町として古くから栄え、良好な地域社会を築いてきました。私たちは、将来においてもこの環境を守り、地域社会を育てていかなければなりません。</p> <p>しかしながら、従来の行政手法の継続では、少子高齢化社会を始めとする地域社会の変化や、今日の多様な価値観とそのニーズの変化に対応した公共サービスを提供していくことが難しくなっています。また同時に、市民への説明責任や市民満足度の向上を果たすことが求められています。</p> <p>今後の公共サービスのあり方としては、市民協働を推進することにより、地域社会における必要な施策、活動、各種事業などの取組に市民の声を届かせることが必要であり、市民・市民活動団体・事業者・市が対等な立場で助け合い、支え合い、分かち合いの相互の関係を持ち、それぞれが自立していかなければなりません。</p> <p>市民協働の根本にあるのは、お互いの立場を尊重する思いやりです。そして、思いやりを持った、やさしさを感じる社会を築き、真に豊かで暮らしやすい、市民が主体のまちを育てることが必要です。</p> <p>市民協働の推進は、お互いが思いやりを持つことにより、各主体だけでは成し得ない創造的状況を期待するものです。そして、安心して住み続けられる、ぬくもりのある人間性豊かなまちを育て、本市の伝統や文化、自然を守り、市民に愛される地域社会を持続し、発展させ、さらには、子どもたちに明るい未来を残すため、市民協働を推進する条例を制定します。</p>	<p>私たちのまち刈谷市は、自然と産業と文化の調和した活気あふれるまちとして発展してきました。一方で、少子高齢化、都市化など、時代が変化中、社会のルールやマナーが希薄化することにより、地域のつながりが薄れ、暮らしの困りごとを家族や隣近所だけでは抱えきれなくなってきました。また、市民一人ひとりが様々な価値観を持つことにより、個別化し、複雑化するニーズに対応するためには、行政によるサービスだけでは難しくなっています。</p> <p>誰もが暮らしやすいまちにするには、市民一人ひとりがまちの課題を自分ごととし、自発的に取り組むこと、市民の様々な知恵や力をいかし合い、市民同士がつながり合いやすい環境をつくることを進めていく必要があります。そして、まちづくりを担う様々な組織や人々が、各々の力を出し合い、地域社会における役割を担い、相互に協力し、連携していくことが必要です。</p> <p>私たちはここに、市民がまちづくりの主役となり、市民一人ひとりが主体的に共存・協働の心を持ち、対話や交流を重ね、理解と共感を大切にし、協力し合う関係を生み出しながら、様々な形でまちづくりに貢献する「共存・協働のまちづくり」の実現をめざすため、この条例を制定します。</p>		
目的	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地域社会活動の推進について、基本理念を定め、市民等、議会及び市が、それぞれの役割を果たしながら共に協働のまちづくりをすすめることにより、市民の知恵と力が生きる、個性豊かで魅力と活力にあふれたまちを実現していくことを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民協働の推進について基本的な理念を定め、並びに市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民協働に関する施策及び市民活動の基本となる事項を定めることにより、これらを総合的かつ計画的に推進し、もって市民協働の推進を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、共存・協働のまちづくりの推進に関する基本理念を定め、共存・協働のまちづくりを担う主体の役割及び各主体間の関係を明らかにするとともに、共存・協働のまちづくりの推進に関する基本的な事項を定めることにより、各主体の主体的な活動の推進を図り、もって市民がよ</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、協働のまちづくりの推進に関する基本理念（以下「基本理念」という。）を定め、市民、市民活動団体、事業者及び蒲郡市（以下「市」という。）の役割を明らかにするとともに、市民活動の活性化を図り、もって多様な価値観を互いに認め、人間性を豊かにする地域社会の形成に寄与</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、豊田市まちづくり基本条例(平成17年条例第92号)の規定に基づき、市民活動の促進に関する基本理念及び市の施策の基本となる事項を定めることにより、市民活動の促進を図り、もって共働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。</p>

団体名	豊明市	岡崎市	刈谷市	蒲郡市	豊田市
		する。	り主体的に生きることができるまち及び各主体がつながり合い、市民の力が地域にいきるまちの実現に寄与することを目的とする。	することを目的とする。	
定義	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に居住し、在勤し、在学し、その他まちづくりに関わる者をいう。</p> <p>(2) 地域組織 豊明市区設置に関する規則(昭和50年豊明市規則第6号)第2条に定める区、町内会及びこれに類する地域で生活することを縁として公益的な活動を行う組織をいう。</p> <p>(3) 市民活動団体 営利を目的とせず、公益的な活動を自主的に行う組織であって、その組織の活動が次のいずれにも該当しないものをいう。 ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動 イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動 ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする活動</p> <p>(4) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人をいう。</p> <p>(5) 地域社会活動 地域課題を解決することを目的とし、営利を目的としない公益的な活動を行うことをいう。</p> <p>(6) 協働 市民、地域組織、市民活動団体、事業者、議会及び市がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完及び協力をし、共に公共的、公益的活動を行うことをいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民協働 市民、市民活動団体、事業者及び市が対等の立場で相互の関係を持ち、地域における公共的活動について、各主体だけでは成し得ない創造的状況が生まれることをいう。</p> <p>(2) 市民活動 不特定多数のもの利益の増進に寄与する活動又は良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。 ア 営利を目的とするもの イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするもの ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下エにおいて同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの オ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの</p> <p>(3) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。</p> <p>(4) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 共存 年齢、性別、国籍、障害の有無等の各々の違い並びに様々な考え、活動及び組織の存在を認め合い、多様性を大切にすることをいう。</p> <p>(2) 協働 同じ目標を達成しようとする者同士が、各々の考え等を尊重した上で、互いの特性をいかし合い、協力することをいう。</p> <p>(3) まちづくり まちに関わる者が、自分たちのまちの課題を考え、及び対話し、空間、社会及び制度を作る活動をいう。</p> <p>(4) 自分ごと 自らの責務として受け止め、できることから自ら行動するとらえ方をいう。</p> <p>(5) 市民 市内に住所を有し、通勤し、又は通学する者その他まちづくりに関わる者をいう。</p> <p>(6) 地域団体 地域で生活することを縁として活動を行う組織をいう。</p> <p>(7) 市民活動団体 営利を目的とせず、公益的な活動を自主的に行う組織であって、その組織の活動が次のいずれにも該当しないものをいう。 ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動 イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動 ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動 エ 公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動</p> <p>(8) 事業者 営利を目的として、市内で事業を営む個人又は法人をいう。</p> <p>(9) 教育機関等 教育機関及びその他の専門</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 協働のまちづくり 市民、市民活動団体、事業者及び市が、対等の立場において、互いの役割と特性を認識し、互いを尊重しながら共通の目的を達成するために協力することにより、自らが生活し、又は活動している地域を豊かで個性のあるものにしていく活動をいう。</p> <p>(2) 市民活動 営利を目的とせず、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とし、継続的かつ自発的に行われる活動であって、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。 ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの</p> <p>(3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び協働のまちづくりに関与する者をいう。</p> <p>(4) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。</p> <p>(5) 事業者 営利を目的とする事業を営む個人又は法人であって、その事業を主として市内で行うものをいう。</p> <p>(6) 参画 協働のまちづくりの担い手として責任を持って主体的に行動することをいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(2) 市民活動 営利を目的とせず、市民が自主的に行う公益的な活動であって、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。 ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動 イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動 ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動 エ 公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動</p> <p>(3) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。</p>

団体名	豊明市	岡崎市	刈谷市	蒲郡市	豊田市
基本理念	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 本市のまちづくりにおいては、身近な地域課題について、市民、地域組織、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）が、自ら主体的に取り組むことを自治の基本とし、議会及び市と協働してまちづくりをすすめるとともに、多くの市民等がまちづくりの担い手となることにより地域への愛着を育み、地域の力を活かした市民主体のまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 市民等、議会及び市は、まちづくりにおけるそれぞれの特性と役割を理解し、必要な情報を共有するとともに、対等な立場で互いの自主性及び自立性を尊重し、協力しながら地域社会活動の推進に努めなければならない。</p> <p>3 市民等、議会及び市は、地域社会活動の果たす社会的意義を理解し、その促進のため、それぞれが持つ人材、場所、資材、資金、情報などの提供に努めるものとする。</p>		<p>機関等をいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 共存・協働のまちづくりを担う主体は、次に掲げる基本理念にのっとり、共存・協働のまちづくりを推進するものとする。</p> <p>(1) 主体的、自立的及び自発的に考え、行動すること。</p> <p>(2) 対話、理解及び共感を大切にし、信頼関係を構築すること。</p> <p>(3) 互いの存在、個性及び文化を理解し、及び尊重すること。</p> <p>(4) 互いの強みをいかし合うとともに、弱みを補い合うこと。</p> <p>(5) 互いが納得し、共有できる目標を立てること。</p> <p>(6) まちづくりに貢献できる存在となるよう、自ら成長及び改善に努めること。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 協働のまちづくりは、市民、市民活動団体、事業者及び市が第1条の目的を達成するため、対等の立場で互いに連携し、及び協力して行うものとする。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 市民活動の促進に当たっては、市、市民及び市民活動団体は、互いの立場を尊重し、対等な関係に立つて相互理解を深めるとともに、情報を共有するよう努めるものとする。</p>
主体	<p>(市民の役割)</p> <p>第4条 市民は、まちづくりの担い手としての責任を自覚し、地域への関心を高め、自らができることを考えて行動するとともに、地域社会活動に進んで参加するように努めるものとする。</p> <p>2 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、区、町内会等の基礎的な地域組織に積極的に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。</p> <p>(地域組織の役割)</p> <p>第5条 地域組織は、自らの役割及び活動に関し、地域住民の理解を得るよう努めるとともに、対象区域の住民の福祉の向上を図るため、住民相互のふれあいを深め、地域課題を住民相互で解決する活動を通じて地域自治意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>2 地域組織は、前項の場合において、他の地域組織、市民活動団体、事業者及び市と協働して地域社会活動の推進に努めるものとする。</p> <p>(市民活動団体の役割)</p> <p>第6条 市民活動団体は、活動の社会的意義と責任を自覚し、自らができることを考えて、広く市民に理解される地域社会活動に取り</p>	<p>(市民の役割)</p> <p>第3条 市民は、地域の発展のために、市民活動に参加し、協力するよう努めるものとする。</p> <p>(市民活動団体の役割)</p> <p>第4条 市民活動団体は、自主性をもって市民活動を推進するとともに、その活動が広く市民に理解されるよう、市民活動に伴う情報を公開するよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第5条 事業者は、地域社会の一員として、市民協働に関する理解を深め、自発的にその推進に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(市の役割)</p> <p>第6条 市は、市民協働によるまちづくりの推進に関する施策に、総合的かつ計画的に取り組むよう努めるものとする。</p>	<p>(共存・協働のまちづくりを担う主体)</p> <p>第4条 共存・協働のまちづくりを担う主体は、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、教育機関等及び市とする。</p> <p>(市民の役割)</p> <p>第5条 市民は、まちの課題を自分ごととし、まちづくりに自発的に参加し、及び協力する等市民としての自覚及び責任を持って行動するよう努めるものとする。</p> <p>(地域団体の役割)</p> <p>第6条 地域団体は、市民の地域への関心を喚起し、及び参加を促し、地域の特性及び市民の力をいかしたまちづくりに努めるものとする。</p> <p>(市民活動団体の役割)</p> <p>第7条 市民活動団体は、積極的な情報発信等により協働の機会を増やすとともに、効果的なまちづくりに努めるものとする。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第8条 事業者は、まちを構成する一員であることを意識し、及び地域団体等と協力し、自らの特性及び資源をいかした多様なまちづくりに貢献するよう努めるものとする。</p> <p>(教育機関等の役割)</p> <p>第9条 教育機関等は、自らが持つ専門性を積極的にまちづくりへ還元するよう努めるものとする。</p>	<p>(市民の役割)</p> <p>第4条 市民は、基本理念に基づき、市民活動への理解を深め、協働のまちづくりに参加又は参画するよう努めるものとする。</p> <p>(市民活動団体の役割)</p> <p>第5条 市民活動団体は、基本理念に基づき、自らの社会的意義と責任を自覚し、市民活動に取り組むとともに、その活動が広く市民又は事業者に理解されるよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第6条 事業者は、基本理念に基づき、地域社会の一員として協働のまちづくりに参加又は参画するよう努めるものとする。</p> <p>(市の役割)</p> <p>第7条 市は、基本理念に基づき、協働のまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>2 市は、協働のまちづくりに関する情報を積極的に提供するとともに、協働のまちづくりを推進するための体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、市民活動が活発に行われる環境づくりに努めなければならない。</p> <p>(市民の役割)</p> <p>第5条 市民は、市民活動に対する理解を深め、その活動の発展に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>(市民活動団体の役割)</p> <p>第6条 市民活動団体は、その活動の有する社会的意義を認識して市民活動を行うとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。</p>

団体名	豊明市	岡崎市	刈谷市	蒲郡市	豊田市
	<p>組むよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第7条 事業者は、地域社会の一員であることを認識し、地域社会活動に関する理解を深めるとともに、必要に応じて、地域組織、市民活動団体及び市と連携して地域社会活動への参加並びに推進に努めるものとする。</p> <p>(議会の役割)</p> <p>第8条 議会は市政の審議及び議決機関として、市民の意思を代表し、地域の力が活かされた協働のまちづくりを推進するとともに、議会の活動に関する情報を市民に分かりやすく提供し、開かれた議会運営に努めるものとする。</p> <p>2 議員は、議会がその権限を適切に行使できるように、地域課題及び市民の意見を把握するとともに、議員活動を通じて地域社会活動の推進に努めるものとする。</p> <p>(市の役割)</p> <p>第9条 市は、市民等による地域社会活動の自主性及び自立性を尊重しなければならない。</p> <p>2 市は、協働のまちづくりを推進するため、地域組織及び市民活動団体の果たす役割を尊重し、その活動を支援するために必要な施策を講じなければならない。</p> <p>(市職員の役割)</p> <p>第10条 市職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、協働のまちづくりを推進するため、市民本位の立場から職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 市職員は、協働のまちづくりを推進するため、必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。</p>		<p>(市の役割)</p> <p>第10条 市は、市の施策を推進し、自律的なまちづくりが発展するための環境整備を行うものとする。</p> <p>2 市は、計画等を策定する場合は、第3条の基本理念を計画等に反映するよう努めるものとする。</p>		
地域組織の活性化	<p>(地域組織の活性化)</p> <p>第11条 地域組織は、まちづくりの最も基礎的な団体として、時代の変化による住民の生活様式及び価値観の多様化等を認識し、地域自治を推進するためにふさわしい運営をするとともに、地域住民が加入しやすい組織作りに努めるものとする。</p> <p>2 区の代表者により構成される区長会は、地域自治を総合的に推進するための組織として、地域組織の課題について相互に連携しながら解決に努めるとともに、地域組織と市との円滑な協働を推進するものとする。</p>				

団体名	豊明市	岡崎市	刈谷市	蒲郡市	豊田市
	<p>3 事業者は、この条例の目的を理解し、地域組織への加入の促進に協力するよう努めるとともに、地域社会の一員として地域組織の活動に協力するよう努めるものとする。</p> <p>4 議会及び市は、区長会及び地域組織並びに事業者と連携し、地域組織への加入を促進するとともに、地域組織の活性化に努めるものとする。</p>				
<p>施策</p>	<p>(財政的支援)</p> <p>第12条 市は、市民等による地域社会活動を推進するため、地域組織に対する財政的支援制度について、地域の実情を踏まえて整備するものとする。</p> <p>2 市は、市民等による地域社会活動を推進するため、市民等の自主的な提案に基づく地域課題の解決に資する活動に対し、予算の範囲内で財政的支援をすることができる。(物品等の提供)</p> <p>第13条 市は、市民等による地域社会活動を推進するため、公務に支障のない範囲で、活動に必要な物品等及び場所の提供を行い、活動環境の支援に努めるものとする。(協定の締結等)</p> <p>第14条 市民等は、地域課題の解決に取り組むため、市と協議の上で相互の役割分担を定め、協定を締結することができる。</p> <p>2 市は、協定の締結に当たっては、市民等の多様な活動内容に考慮し、柔軟かつ弾力的に地域社会活動を推進するよう努めるものとする。(その他の支援)</p> <p>第15条 市は、地域社会活動に対し、その活動を促進するため、必要に応じ、適切な支援策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、前項の規定により支援を行う場合は、市民等の自主性及び自立性を尊重するとともに、公平性及び透明性を確保するものとする。(推進体制)</p> <p>第16条 市は、地域社会活動の推進及び地域に密着した行政を行うため、地域を所管する組織及び職員の充実に努めるものとする。(協働推進委員会の設置)</p> <p>第17条 地域社会活動の推進及び協働のまちづくりについて必要な事項を協議するため、豊明市協働推進委員会を置く。</p>	<p>(基本施策)</p> <p>第7条 市は、市民協働及び市民活動を推進するため、次の施策について積極的に取り組むものとする。</p> <p>(1) 市民協働に関する情報の収集及び提供</p> <p>(2) 市民活動の支援及び推進</p> <p>(3) 市民活動団体等の連携の推進及び強化</p> <p>(4) 市民活動拠点の充実</p> <p>(5) 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり、財政的支援等</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、市民協働及び市民活動を推進するため市長が必要と認めるもの</p> <p>(市民協働推進委員会)</p> <p>第8条 市は、市民協働の推進に関する必要な事項を審議するため、岡崎市市民協働推進委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、市長の諮問に応じ、市民協働の推進に関する重要事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。</p> <p>3 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(登録制度)</p> <p>第9条 市は、市民活動団体に関する活動の促進、市民活動団体等の連携及び情報の共有等の市民活動団体への活動支援を効果的に行うため、市民活動団体の登録制度を設ける。</p> <p>2 市民活動団体は、規則で定める要件を備えることにより、市の登録を受けることができる。</p> <p>3 前項の規定により登録を受けた団体は、第7条に規定する基本施策に基づき実施する</p>	<p>(施策)</p> <p>第11条 共存・協働のまちづくりを担う主体は、その推進のため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 人材の育成に関すること。</p> <p>(2) 情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 活動場所に関すること。</p> <p>(4) 財政支援に関すること。</p> <p>(5) 市政への参画に関すること。</p> <p>(6) 共存・協働のまちづくりを担う主体同士の交流及び協力に関すること。</p> <p>(7) その他共存・協働のまちづくりの推進に関すること。</p> <p>2 共存・協働のまちづくりを担う主体は、前項各号の施策の連携を図るとともに、各主体が協働して施策を実施するよう努めるものとする。(共存・協働のまちづくり推進委員会)</p> <p>第12条 共存・協働のまちづくりの推進について必要な事項を協議するため、刈谷市共存・協働のまちづくり推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、共存・協働のまちづくりの推進について市長に意見を述べることができる。</p> <p>3 委員会は、委員16人以内で組織する。</p> <p>4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 市内に住所を有する者</p> <p>(3) 地域団体を代表する者</p> <p>(4) 市民活動団体を代表する者</p> <p>(5) 事業者を代表する者</p> <p>(6) 教育機関等を代表する者</p> <p>(7) 関係行政機関の職員</p> <p>(8) その他市長が必要と認める者</p> <p>5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 委員は、再任されることができる。</p>	<p>(市の施策)</p> <p>第8条 市は、前条の規定に基づき、次の各号に掲げる施策の実施に取り組むものとする。</p> <p>(1) 市政への参加の機会を提供すること。</p> <p>(2) 市民活動のための場所を提供すること。</p> <p>(3) 協働のまちづくりに関する情報を収集し、及び提供すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、協働のまちづくりの推進に関し、市長が必要と認めること。(がまごおり協働まちづくり基金の設置)</p> <p>第9条 市は、協働のまちづくりに関する事業の推進を図るため、がまごおり協働まちづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>2 基金として積み立てる額は、蒲郡市一般会計歳入歳出予算で定める額とし、協働のまちづくりに関する寄附金及び一般財源によるものとする。</p> <p>3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>4 基金の運用から生ずる収益は、蒲郡市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>5 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>6 基金は、協働のまちづくりに関する事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。(がまごおり協働まちづくり会議の設置)</p> <p>第10条 市長は、協働のまちづくりの推進に関する事項を調査審議させるため、がまごおり協働まちづくり会議を置く。</p> <p>2 がまごおり協働まちづくり会議の組織、所掌事務及び構成員並びにその運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p>	<p>(市の施策)</p> <p>第7条 市は、市民活動を促進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。</p> <p>(1) 情報の収集及び提供並びに相談</p> <p>(2) 人材の育成等</p> <p>(3) 活動場所の整備</p> <p>(4) 市、市民及び市民活動団体の連携及び交流</p> <p>(5) 市が行う事業への市民活動団体の参入機会の提供</p> <p>(6) 財政的支援</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市民活動を促進するために必要な施策</p> <p>2 市は、前項の施策を実施するため、必要な組織体制を整備するものとする。(豊田市市民活動促進委員会)</p> <p>第8条 市長の諮問に応じ、市民活動の促進に関し必要な事項を調査審議するため、豊田市市民活動促進委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、市民活動の促進に関し必要な事項について、市長に意見を述べるすることができる。</p> <p>3 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。</p> <p>(1) 公募による市民</p> <p>(2) 市民活動団体の関係者</p> <p>(3) 学識経験を有する者</p> <p>(4) その他市長が適当と認める者</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>5 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

団体名	豊明市	岡崎市	刈谷市	蒲郡市	豊田市
		市の支援を受けることができる。 4 市は、規則で定める要件に該当しなくなった市民活動団体について、その登録を取り消すことができる。	7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。		
委任	(委任) 第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	(規則への委任) 第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	(雑則) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	(委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
附則	附則 この条例は、平成22年4月1日から施行する。	附則 (施行期日) 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に岡崎市地域交流センター条例(平成16年岡崎市条例第36号)第2条第2項の規定により登録を受けている市民活動団体は、第9条第2項の規定により登録を受けた市民活動団体とみなす。 (岡崎市地域交流センター条例の一部改正) 3 岡崎市地域交流センター条例の一部を次のように改正する。 第2条を次のように改める。 (定義) 第2条 この条例において「市民活動」とは、岡崎市市民協働推進条例(平成21年岡崎市条例第8号)第2条第2号に定めるところによる。 2 この条例において「市民活動団体」とは、岡崎市市民協働推進条例第2条第3号の市民活動団体のうち、同条例第9条第2項の規定により登録を受けたものをいう。 (岡崎市図書館交流プラザ条例の一部改正) 4 岡崎市図書館交流プラザ条例(平成19年岡崎市条例第58号)の一部を次のように改正する。 第2条を次のように改める。 (定義) 第2条 この条例において「市民活動」とは、岡崎市市民協働推進条例(平成21年岡崎市条例第8号)第2条第2号に定めるところによる。 2 この条例において「市民活動団体」とは、岡崎市市民協働推進条例第2条第3号の市民活動団体のうち、同条例第9条第2項の規定により登録を受けたものをいう。	附則 (施行期日) この条例は、平成21年4月1日から施行する。	附則 この条例は、平成21年1月1日から施行する。	附則 (施行期日) 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。 (とよた市民活動センター条例の一部改正) 2 とよた市民活動センター条例(平成13年条例第38号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)

愛知県内で施行された市民協働条例

団体名	豊橋市	大府市	知多市	小牧市	犬山市
公布・施行	平成18年12月19日公布、 平成19年4月1日施行	平成18年3月28日公布、 平成18年4月1日施行	平成17年3月28日公布、 平成17年4月1日施行	平成16年12月24日公布、 平成17年4月1日施行	平成14年3月29日公布、 平成14年4月1日施行
名称	豊橋市市民協働推進条例	大府市協働のまちづくり推進条例	知多市市民活動推進条例	小牧市市民活動推進条例	犬山市市民活動の支援に関する条例
前文	<p>時代の変化とともに市民の生活様式や価値観は多様化し、生きがいや心の豊かさが感じられる地域社会の創造が求められています。</p> <p>ますます多様化する市民の思いに対応するためには、市がすべてを担うのではなく、地域で生活し、活動している多様な主体が担い手となって、それぞれの存在意義を理解し、尊重しあいながら、連携、協力し、適切な関係を築く中で、まちづくりを進めていくことが重要です。</p> <p>私たちのまちには、市民、自治会・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者及び市がそれぞれ協力し、支え合う「協働」の精神が芽生えています。</p> <p>いまこそ、この精神を市民の理解のもとに育み、まちづくりの基本とし、地域の力が十分に発揮される「協働」のまちづくりを進める必要があります。</p> <p>ここに、「協働」により、心豊かに生き生きと暮らせる「健康都市」を築くため、この条例を制定します。</p>	<p>私たち市民の願いは、安心して心豊かに暮らすことができる地域社会を築くことである。</p> <p>そのため、私たちはこれまでのまちづくりに対する意識を新たにし、「市民協働」という信頼の絆（きずな）を結んでいく。</p> <p>私たちは、地域社会への参加と働きかけとなる市民活動に、社会的使命と生きがいを見いだし、一人ひとりのまちづくりへの想いを原動力として、その営みから培われる幸せをつかみとるため、日々の努力を惜しまない。</p> <p>ここに、私たちは、市民と市が共に力を合わせ、協働の文化を創造し、市民協働による新しいまちづくりを推進していくことを誓い、この条例を制定する。</p>	<p>わがまち小牧市は、尾張北部の活力ある中核都市として、着実に発展してきた。しかし、都市化や国際化の進展は、地域のつながりを希薄にし、新たな市民ニーズを生じさせた。また、社会情勢が大きく変化し、価値観が多様化する中、市民が心の豊かさを実感できる地域社会を実現するためには、行政だけではなくさまざまな主体によるまちづくりが求められている。</p> <p>こうした中、小牧市においては、市民や市民活動団体など、さまざまな個々の主体が、自発的に市民活動に取り組んでおり、地域社会に貢献する活動の担い手として、さらなる活動が期待されている。</p> <p>このような志を持つ個々の活動を大きな地域の力とするため、市民、市民活動団体、事業者及び市が相互に連携した協働関係を築く仕組みをつくる必要がある。</p> <p>よって、市民活動の総合的な拠点を核として、活動の自主性・自立性を尊重した効果的な協働の仕組みを築き、市民活動を推進し、よりよい地域社会の実現に寄与することにより、小牧市を市民が輝き活気あふれるまちとするため、この条例を制定する。</p>	<p>この条例は、市民協働の推進に関する基本理念及び基本的な事項を定め、市民及び市の役割を明らかにすることにより、市民及び市の連携を深め、公益的社会的活動の活性化を図り、もって市民協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。</p>	
目的	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民協働の推進に関する基本理念及び基本的な事項を定め、市民及び市の役割を明らかにすることにより、市民及び市の連携を深め、公益的社会的活動の活性化を図り、もって市民協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、協働のまちづくりの推進に関する基本理念及び基本となる事項を定め、協働のまちづくりの推進を図り、魅力と活力ある地域社会を実現することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念（以下「基本理念」という。）及び施策の基本となる事項を定め、地域社会における市民活動への理解及び基本理念の共有を図ることにより、市民活動を推進し、安心して心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念を定めることにより、市民、市民活動団体、事業者及び市のそれぞれの役割を明らかにし、並びに市民活動の推進に関する基本的な事項を定め、もってよりよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方分権及び地域間競争の中で、都市としての魅力を創造し保ち続けるため、まちづくりにおいて市民活動が果たしている役割の重要性に照らし、市が市民活動を支援するにあたっての基本理念及び基本方針並びに支援センター、基金、助成等の支援措置を定め、自主的かつ積極的な市民活動を促進するとともに、市と市民活動団体との協働関係を構築し、もって市民の自覚と責任に基づく多様な価値観を認める社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
定義	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民協働 市民及び市が互いの特性を認識し、協力し合い、それぞれが望むま</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 協働 市民、自治会・コミュニティ、NPO・ボランティア及び事業者（以下</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「市民活動」とは、自発的かつ自主的に取り組まれる地域社会の利益の増進に寄与することを目的とした活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「市民」とは、市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内で市民活動を行う者をいう。</p> <p>2 この条例において「市民活動」とは、市民が自主的かつ自立的に行う営利を目的とし</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) まちづくり 市民が協働し、又は市民と市が協力して自らが住み、生活し、又</p>

団体名	豊橋市	大府市	知多市	小牧市	犬山市
	<p>ちづくりを目指して、多種多様な取組を行うことをいう。</p> <p>(2) 公益的社会貢献活動 市民が自主的に行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動であって営利を目的としないものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動</p> <p>イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動</p> <p>ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動</p> <p>(3) 市民 国籍にかかわらず市内に居住し、又は通勤若しくは通学をしている者、市内で公益的社会貢献活動をする法人その他の団体（以下「公益的社会貢献活動団体」という。）及び市内で主として営利を目的とする事業を行う者をいう。</p>	<p>「市民等」という。）並びに市が、相互の立場及び特性を認識し、かつ、尊重しながら共通の目的を達成するために協力することをいう。</p> <p>(2) 市民活動 市民等が自主的に参加して自発的に行う地域社会に貢献することを目的とする活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。</p> <p>ア 営利を目的とする活動</p> <p>イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動</p> <p>ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動</p> <p>(3) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。</p> <p>(4) 自治会・コミュニティ 一定の地域に住居を有する者により構成された組織をいう。</p> <p>(5) NPO 社会や地域のために自主的に活動する営利を目的としない民間の組織をいう。</p> <p>(6) ボランティア 社会や地域のために自主的に活動する個人をいう。</p> <p>(7) 事業者 営利を目的として、市内で事業を営む個人又は法人をいう。</p>	<p>(1) 営利を目的とする活動</p> <p>(2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動</p> <p>(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動</p> <p>(4) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動</p> <p>2 この条例において「市民活動団体」とは、主として市内で市民活動を継続して行う団体をいう。ただし、コミュニティその他の一定の地域に住居を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「コミュニティ等」という。）を除く。</p> <p>3 この条例において「事業者」とは、市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。</p> <p>4 この条例において「市民協働」とは、市民、コミュニティ等若しくは市民活動団体が、相互に、又は事業者若しくは市と対等な関係で連携し、適切に役割分担しつつ協力し合うことをいう。</p>	<p>ない社会貢献活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。</p> <p>(1) 社会的秩序を乱すおそれのある活動</p> <p>(2) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動</p> <p>3 この条例において「市民活動団体」とは、市民活動を行うことを主たる目的とする団体であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(1) 3 人以上の会員を有すること。</p> <p>(2) 主たる活動が市内で行われている、又は活動の拠点が市内であること。</p> <p>(3) 代表者及び運営の方法が規約又は会則（以下「規約等」という。）で定められていること。</p> <p>4 この条例において「事業者」とは、営利を目的とする事業を行う者をいう。</p>	<p>は活動している場を快適かつ魅力あるものにしていく諸活動をいう。</p> <p>(2) 市民活動 市内に居住するか否かを問わず、まちづくりに関して責任と義務を自覚し、まちづくりの主体となる者による特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）別表に掲げる活動に該当する活動を目的とするものをいう。</p> <p>(3) 市民活動団体 前号に定める市民活動を行うことを主たる目的とし、次のいずれにも該当する団体であって、第 10 条の規定により登録された団体をいう。</p> <p>ア 10 人以上の会員を有すること。</p> <p>イ 活動が市民で行われていること。</p> <p>ウ 市民に開かれた団体であること。</p> <p>エ 代表者及び運営の方法が会則で決まっていること。</p> <p>オ 独立の組織であること。</p>
基本理念	<p>(基本理念)</p> <p>第 3 条 市民協働は、市民及び市が互いの役割を理解し、対等な立場で、自主性・自立性をもって活動し、協力してまちづくりに取り組むことを基本理念とする。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第 3 条 市民等及び市は、次に掲げる基本理念にのっとり、協働のまちづくりを推進しなければならない。</p> <p>(1) 相互の活動の自主性及び自立性を尊重すること。</p> <p>(2) 相互の特性及び役割を理解し、協力すること。</p> <p>(3) 相互に必要な情報を提供し、共有すること。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第 3 条 市民、コミュニティ等、市民活動団体、事業者及び市は、市民活動が豊かな地域社会の創造に欠かせないものであるという共通の認識に立ち、協力して市民活動を推進するものとする。</p> <p>2 市民活動の推進に当たっては、市民一人ひとりの自発性及び市民活動の主体性を尊重するものとする。</p> <p>(市民協働)</p> <p>第 4 条 市民、コミュニティ等、市民活動団体、事業者及び市は、市民協働をまちづくりの基本とし、積極的に必要な連携に努めるものとする。</p> <p>2 市民協働は、相互の理解及び信頼を基礎として、互いに立場を尊重し、互いの特長及び能力を生かし合うものでなければならない。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第 3 条 市民活動の推進に当たっては、市民、市民活動団体、事業者及び市は、市民活動がよりよい地域社会の形成に向けて果たす役割を認識し、対等な立場で協働に努めるものとする。</p> <p>2 市民活動の推進に当たっては、市民活動の自主性及び自立性が尊重されなければならない。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第 3 条 市及び市民活動団体がまちづくりに関して、市民の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする社会的活動を協働して行うにあたっては、相互に尊重しつつ対等の関係で協力し、及び協調するものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第 4 条 市が市民活動を支援するにあたっては、次に掲げる基本方針により行うものとする。</p> <p>(1) 市民活動の自主性と自立性を尊重し、市民活動を促進しなければならない。</p> <p>(2) 市民活動の支援の内容及び手続は、公平かつ公正でなければならない。</p> <p>(3) 市民活動の支援の内容及び手続は、公開かつ透明でなければならない。</p>
主体	<p>(市民の役割)</p> <p>第 4 条 市民は、公益的社会貢献活動への理解を深め、市民協働によるまちづくりの主体であることを自覚し、地域の一員として、</p>	<p>(市民の役割)</p> <p>第 4 条 市民は、地域社会に関心を持ち、身の回りのことについて、自らできることを考えて行動するとともに、各地域の自治会・</p>	<p>(市民の役割)</p> <p>第 5 条 市民は、市民活動への理解を深めるとともに、地域への関心を高め、自らの意思及び責任により、市民活動に参加し、又は</p>	<p>(市民の役割)</p> <p>第 4 条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民活動に対する理解を深め、市民活動を推進し、</p>	<p>(市の役割)</p> <p>第 5 条 市は、市民が広くまちづくりに参加し、活発な市民活動を促進するため、次に掲げる支援措置を講ずるものとする。</p>

団体名	豊橋市	大府市	知多市	小牧市	犬山市
	<p>住民自治組織での活動はもとより多様な形で公益的社会貢献活動に参加し、参画し、及び協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、自らが行う公益的社会貢献活動が広く地域に理解されるよう努めるものとする。</p> <p>(市の役割)</p> <p>第5条 市は、市民協働によるまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>2 市は、市民に対して公益的社会貢献活動の意義について広く啓発するとともに、市民協働の推進に向けた意識の高揚を図るよう努めるものとする。</p>	<p>コミュニティ活動へ積極的に参加し、身近な地域の課題に対し、自発的に力を合わせて解決していくよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、協働のまちづくりに関する理解を深め、市民活動の発展及び促進に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(自治会・コミュニティの役割)</p> <p>第5条 自治会・コミュニティは、地域の特色を生かした自治会・コミュニティ活動の充実に努めるとともに、当該地域内の市民に対し自治会・コミュニティ活動へ積極的に参加するよう働きかけるものとする。</p> <p>2 自治会・コミュニティは、協働のまちづくりに関する理解を深め、他の自治会・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者及び市と連携して活動するよう努めるものとする。</p> <p>(NPO・ボランティアの役割)</p> <p>第6条 NPO・ボランティアは、自らの活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。</p> <p>2 NPO・ボランティアは、協働のまちづくりに関する理解を深め、他のNPO・ボランティア、自治会・コミュニティ、事業者及び市と連携して活動するよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第7条 事業者は、地域社会を構成する一員として、協働のまちづくりに関する理解を深め、地域社会に貢献するよう努めるものとする。</p> <p>(市の役割)</p> <p>第8条 市は、協働のまちづくりを推進するための環境整備に努めるものとする。</p> <p>2 市は、協働のまちづくりを推進するため、広く市民等の意見を求め、協働のまちづくりに関する働きかけに対し適切に対処するものとする。</p>	<p>協力するよう努めるものとする。</p> <p>(コミュニティ等の役割)</p> <p>第6条 コミュニティ等は、地域住民全体の福利の向上を目的とする組織として、市民活動団体、事業者又は市と、相互の理解及び活動の連携を図り、地域内における市民活動の充実に努めるものとする。</p> <p>(市民活動団体の役割)</p> <p>第7条 市民活動団体は、自らの活動に伴う責任を自覚し、自らの力を発揮しまちづくりに貢献するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民活動団体は、市民活動の持つ社会的意義及び自らの活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第8条 事業者は、地域社会を構成する一員として、市民活動への理解を深め、自発的に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(市の役割)</p> <p>第9条 市は、基本理念に基づき、市民活動を推進するための環境整備に努めるものとする。</p> <p>2 市は、市民協働を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 市は、市民協働による事業等を行おうとするときは、その構想の段階から情報を共有し、協働するものとする。</p> <p>(協議の機会)</p> <p>第10条 市民、コミュニティ等、市民活動団体、事業者及び市は、市民協働に関する事項を調査、検討又は評価するため、協議の機会を設けるものとする。</p>	<p>その担い手となるよう努めるものとする。</p> <p>(市民活動団体の役割)</p> <p>第5条 市民活動団体は、基本理念にのっとり、市民活動の主体として、社会的な責任をもって活動を行うものとする。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第6条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、市民活動に対する理解を深め、その推進に自発的に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(市の役割)</p> <p>第7条 市は、基本理念にのっとり、市民活動の推進に関する施策により、市民活動が活発に行われる環境づくりに努めるものとする。</p> <p>2 市は、前項の施策を推進するに当たっては、公開性を基本とし、公平かつ公正に行わなければならない。</p> <p>3 市は、第1項の施策の内容及び手続を決定するときは、市民が参加できるよう努めるものとする。</p>	<p>(1) 普及及び啓発</p> <p>(2) 活動拠点の提供</p> <p>(3) 備品、器具等の整備</p> <p>(4) 情報システムの整備</p> <p>(5) 人材育成及び研修の機会の確保</p> <p>(6) 資金の助成</p> <p>(7) その他市長が必要があると認める支援措置</p> <p>2 市は、まちづくりに関する政策の立案、実施及び評価に市民活動団体が参加できる機会の拡充を図るものとする。</p> <p>(市民活動団体の責務)</p> <p>第6条 市民活動団体は、会員及び寄附金、助成金等の提供者に対して、その信託された任務を適切に履行し、かつ、履行したことを説明する責任を負う。</p> <p>2 市から資金、備品、器具等(以下「資金等」という。)について助成を受けようとし、又は受けた市民活動団体は、この条例に定める義務及び責務を遵守しなければならない。</p> <p>3 市民活動団体は、市から資金等の助成を受けた場合において、助成の趣旨に沿った運用がなされていること及び助成を受けた活動が一定の成果をあげたことを市又は市民から求めがあったときには、説明しなければならない。</p> <p>(市民の役割)</p> <p>第7条 市民は、第3条に定める基本理念に基づき、まちづくりに対する理解を深め、自発的で自主的な市民活動への参加及び協力を努めるものとする。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第8条 事業者は、地域社会の一員として市民活動を促進するため、資金の助成、情報の提供その他の支援に努めるものとする。</p> <p>(相互協力)</p> <p>第9条 市、市民活動団体及び事業者は、相互に尊重し、対等の立場で協力し、連携し、及び協働しなければならない。</p>
地域組織の活性化					
施策	<p>(基本施策)</p> <p>第6条 市は、市民協働によるまちづくりを推進するため、市民と協力し、次に掲げる施策に取り組むものとする。</p> <p>(1) 市民が市政に参画することができる機会づくりに関すること。</p>	<p>(市の施策)</p> <p>第9条 市は、協働のまちづくりを推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 市政への参画機会の提供に関すること。</p>	<p>(市の施策)</p> <p>第11条 市は、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 活動場所の提供に関すること。</p> <p>(2) 活動機会の創出に関すること。</p> <p>(3) 人材の育成に関すること。</p>	<p>(市民活動促進委員会)</p> <p>第8条 市民活動の推進に関する施策の円滑かつ効率的な促進を図るため、小牧市市民活動促進委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、市民活動の推進に関する事項に</p>	<p>(登録)</p> <p>第10条 市民活動団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、登録しなければならない。</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 主たる事務所の所在地</p>

団体名	豊橋市	大府市	知多市	小牧市	犬山市
	<p>(2) 市民が互いに支え合うことができる仕組みづくりに関すること。</p> <p>(3) 市民活動に関する広域的な情報提供及び情報交換の推進に関すること。</p> <p>(4) 活動拠点の整備及び人材開発の環境整備に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事項 (市政への参画機会)</p> <p>第7条 市は、市民参画を推進するため、市の施策を形成し、又は事業を決定する段階から、当該施策又は事業に対する情報をわかりやすく提供し、市民からの意見を受け止めるとともに、市民が市政に多様な形で参画できるよう努めるものとする。 (市の業務への参入機会)</p> <p>第8条 市は、市が行う業務のうち公益的社会貢献活動団体の特性を活用することができるものについて、参入の機会を拡大するよう努めるものとする。 (市民協働推進基金)</p> <p>第9条 市は、市民が公益的社会貢献活動を育て、互いに支え合う地域社会を醸成するため、豊橋市市民協働推進基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とし、寄附金等をもって充てる。</p> <p>3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。また、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>4 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に編入するものとする。</p> <p>5 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は各会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。</p> <p>6 基金は、第1項に規定する基金の設置目的を達成する場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。 (公益的社会貢献活動団体に対する助成)</p> <p>第10条 市長は、基金を財源として、公益的社会貢献活動団体のうち市長が別に定める</p>	<p>(2) 市民活動のための場の提供に関すること。</p> <p>(3) 情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(4) 人材の育成に関すること。</p> <p>(5) 市民活動のための財政支援に関すること。</p> <p>(6) その他協働のまちづくりの推進に必要なこと。 (大府市協働推進委員会)</p> <p>第10条 この条例に基づく協働のまちづくりの推進について必要な事項を調査審議するため、大府市協働推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、協働のまちづくりの推進について市長に意見を述べることができる。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(4) 活動資金の支援に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市民活動の推進に必要な事項</p>	<p>ついて、調査審議するほか、必要に応じて市長に意見を述べるることができる。</p> <p>3 委員会は、委員10人以内で組織する。</p> <p>4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 学識経験者 (2) 市民活動に関する知識及び経験を有する者 (3) その他市長が必要と認める者</p> <p>5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 委員は、再任されることができる。 (参入機会の提供)</p> <p>第9条 市は、事業の実施に当たっては、市民活動団体の特性を活かすことができる分野において、市民活動団体の参入機会の提供に努めるものとする。 (資金等の助成)</p> <p>第10条 市は、市民活動団体に対し、資金等の助成を行うことができる。</p> <p>2 市長は、資金等の助成に当たっては、委員会に諮ってその意見を聴かなければならない。 (登録)</p> <p>第11条 市民活動団体は、第9条の参入機会を得ようとする場合又は前条の助成を受けようとする場合は、次に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して、市民活動団体の登録を受けなければならない。 (1) 規約等 (2) 役員名簿 (3) 会員名簿 (4) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 市民活動団体の規約等には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 目的 (2) 名称 (3) 市民活動の内容に関する事項 (4) 事務所又は活動の拠点の所在地 (5) 役員及び会員に関する事項 (6) 会計に関する事項 (7) その他市民活動団体の運営に関する事項</p> <p>3 第1項の規定により登録された市民活動団体（以下「登録団体」という。）は、登録の申請内容に変更があったとき、又は登録を抹消しようとするときは、速やかに市長に</p>	<p>(3) 目的</p> <p>(4) 会員の資格の得喪に関する事項</p> <p>(5) 役員に関する事項</p> <p>(6) 会計に関する事項</p> <p>(7) 活動地域及び活動内容に関する事項</p> <p>(8) その他市長が必要があると認める事項</p> <p>2 市から資金等の助成を受けた市民活動団体は、次に掲げる事項についても登録しなければならない。 (1) 助成を受けた資金等の名称及び内容 (2) 活動計画書及び予算書 (3) 資金等の助成を受けた活動報告書及び決算書 (4) その他市長が必要があると認める事項</p> <p>3 市民活動団体は、登録事項を変更したときは、速やかに市長に届け出なければならない。 (登録の抹消)</p> <p>第11条 市長は、前条の規定により登録された市民活動団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。 (1) 市民活動団体でなくなったとき。 (2) 登録申請又は資金等の助成申請に関し虚偽の記載をしたとき。 (3) 市民活動団体としての活動を著しく逸脱した行為を行ったとき。 (4) 市から助成を受けた資金等の活用にあたり著しく不当な行為を行ったとき。</p> <p>2 市長は、前項の処分にあたっては、犬山市市民活動促進委員会（以下「委員会」という。）に諮って、その意見を聞かなければならない。 (センターの設置)</p> <p>第12条 市民活動の促進に関する次に掲げる事業を行うため、犬山市市民活動支援センター（以下「センター」という。）を犬山市大字犬山字北古券甲 98 番地の1に設置する。 (1) 情報の収集及び提供に関する事業 (2) 支援及び助成に関する事業 (3) 普及啓発に関する事業 (4) 調査研究に関する事業 (5) 人材育成、研修、交流等に関する事業 (6) 相談に関する事業 (7) その他市民活動の促進に関する事業 (センターの運営及び活動)</p>

団体名	豊橋市	大府市	知多市	小牧市	犬山市
	<p>ものに対して助成することができる。</p> <p>2 市長は、前項の助成について申請があった場合は、豊橋市市民協働推進審議会の意見を聴き、決定するものとする。 (市民協働推進審議会)</p> <p>第11条 市長は、市民協働によるまちづくりの推進に関する事項を調査審議させるため、豊橋市市民協働推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じ、市民協働によるまちづくりの推進に関することについて調査審議する。</p> <p>3 審議会は、市民協働によるまちづくりの推進に関する施策及び必要な事項について、市長に意見を述べることができる。</p> <p>4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>5 委員は、市民、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p>			<p>届け出なければならない。</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第12条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消することができる。</p> <p>(1) 市民活動団体でなくなったとき。</p> <p>(2) 市民活動団体としての活動から著しく逸脱した行為を行ったとき。</p> <p>(3) 登録の申請又は資金等の助成に関し虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(4) 市から助成を受けた資金等の活用に当たり、不当な行為を行ったとき。</p> <p>2 市長は、前項の抹消に当たっては、委員会に諮って、その意見を聴かなければならない。</p> <p>(意見等の報告)</p> <p>第13条 市長は、市民活動の推進について、意見等があった場合は、必要に応じて委員会に報告しなければならない。</p> <p>(情報の提供)</p> <p>第14条 市は、市民活動を推進するために必要な情報の提供に努めるものとする。</p>	<p>第13条 センターの運営及び活動は、市及び市民活動団体が協働して行うものとする。</p> <p>2 市長は、センターの運営及び活動に関する重要事項については、委員会に諮って、その意見を聞かなければならない。</p> <p>3 市長は、センターの運営及び活動状況を公開するものとする。 (基金の設置)</p> <p>第14条 市は、自主的かつ積極的な市民活動を促進する目的に活用するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、犬山市市民活動支援基金(以下「基金」という。)を設置する。 (積立て)</p> <p>第15条 基金として積み立てる額は、毎会計年度予算で定める額及び市民活動の促進のための市民、事業者等からの寄附金、拠出金等(以下「寄附金等」という。)とする。</p> <p>2 市は、基金に関して、市民、事業者等から広範な賛同が得られ、積極的な寄附金等の申出がされるよう啓発に努めるものとする。 (管理)</p> <p>第16条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 (運用益金の処理)</p> <p>第17条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、市民活動支援に関する事業の財源に充てるものとする。</p> <p>2 前項に規定する目的に収益を使用しない場合には、基金に編入するものとする。 (基金の処分)</p> <p>第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する経費の財源に充てるため必要があると認めるときは、基金の一部又は全部を処分することができる。</p> <p>(1) 市民活動の普及啓発事業の経費</p> <p>(2) 市民活動を支援する事業の経費</p> <p>(3) 預金保険法(昭和46年法律第34号)第49条第2項に定める保険事故が生じた場合の市債の償還の財源</p> <p>(4) その他市民活動に関する事業の経費</p> <p>2 市長は、基金の処分に関する重要事項については、委員会に諮ってその意見を聞かなければならない。</p> <p>3 市長は、基金の処分について公開するもの</p>

団体名	豊橋市	大府市	知多市	小牧市	犬山市
					<p>とする。 (繰替運用)</p> <p>第 18 条の 2 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (資金等の助成)</p> <p>第 19 条 市長は、登録された市民活動団体に対して、予算で定める額の範囲内で資金等の助成を行うことができるものとする。 2 市長は、資金等の助成の方法を定めるにあたっては、委員会に諮ってその意見を聞かなければならない。 (資金等の助成の審査及び決定)</p> <p>第 20 条 市長は、資金等の助成の申請があった場合は、委員会の審査を経て、資金等の助成を決定するものとする。 2 市長は、委員会における審査の過程及び結果を公開するものとする。 (委員会の設置)</p> <p>第 21 条 この条例に定める事項のほか市民活動の促進に関する事項について、調査、審査及び助言を行うため、委員会を置く。 (組織)</p> <p>第 22 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 学識を有する者 (2) 市民活動に関する知識及び経験を有する者 (3) その他市長が適当と認める者 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員は、再任することができる。</p>
委任	(委任) 第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	(委任) 第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	(委任) 第 12 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。	(委任) 第 15 条 この条例に定めるもののほか、市民活動の推進に関し必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附則	附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 (豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 2 豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年豊	附 則 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。	附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。 (見直し等) 2 市長は、市民活動の状況等に応じて、市民活動の推進のあり方について検討し、その結果に基づき、見直しその他必要な措置を	附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。 (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年小牧市条例	附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章の規定は、規則で定める日から施行する。 (犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 2 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの

団体名	豊橋市	大府市	知多市	小牧市	犬山市																									
	<p>橋市条例第34号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1中「男女共同参画審議会委員」を</p> <p>「 男女共同参画審議会委員 市民協働推進審議会委員 」</p> <p>に改める。</p>		<p>講ずるものとする。</p> <p>附 則(平成20年条例第27号) この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第15号)の一部を次のように改正する。 [次のよう] 略</p>	<p>報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第17号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表中</p> <table border="1"> <tr> <td>「</td> <td>33 環境保全審議会委員</td> <td>日額 7,200</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>34 前記以外の特別職の職員</td> <td colspan="3">上記の特別職の職員の報酬及び費用弁償の額との均衡を考慮し、任命権者が市長と協議して定める額</td> </tr> </table> <p>を</p> <table border="1"> <tr> <td>「</td> <td>33 環境保全審議会委員</td> <td>日額 7,200</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>34 市民活動促進委員会委員</td> <td>日額 7,200</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>35 前記以外の特別職の職員</td> <td colspan="3">上記の特別職の職員の報酬及び費用弁償の額との均衡を考慮し、任命権者が市長と協議して定める額</td> </tr> </table> <p>に改める。</p> <p>附 則(平成14年3月29日条例第12号) この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p>	「	33 環境保全審議会委員	日額 7,200	〃			34 前記以外の特別職の職員	上記の特別職の職員の報酬及び費用弁償の額との均衡を考慮し、任命権者が市長と協議して定める額			「	33 環境保全審議会委員	日額 7,200	〃			34 市民活動促進委員会委員	日額 7,200	〃			35 前記以外の特別職の職員	上記の特別職の職員の報酬及び費用弁償の額との均衡を考慮し、任命権者が市長と協議して定める額		
「	33 環境保全審議会委員	日額 7,200	〃																											
	34 前記以外の特別職の職員	上記の特別職の職員の報酬及び費用弁償の額との均衡を考慮し、任命権者が市長と協議して定める額																												
「	33 環境保全審議会委員	日額 7,200	〃																											
	34 市民活動促進委員会委員	日額 7,200	〃																											
	35 前記以外の特別職の職員	上記の特別職の職員の報酬及び費用弁償の額との均衡を考慮し、任命権者が市長と協議して定める額																												